

学校いじめ防止基本方針



四日市市立西朝明中学校

はじめに

本校では、四日市市いじめ防止基本方針に基づいて、「いじめの防止」等を推進するため、今まで学校が取り組んできていることや今後大切にしていく取り組みについてまとめるとともに、「重大事態」等に対処するために、「学校いじめ防止基本方針」を策定しました。併せて、「いじめが起こった場合のフロー図」や「西朝明中学校いじめ防止対策年間計画」も示しました。

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

※ 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

第1章 学校におけるいじめ防止等に関する取り組みについて

1 いじめの防止

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

併せて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、お互いを認め合える人間関係・学校風土をつくります。

（1）「学びあいを通して」確かな学力の向上

- ・互いに学びあう授業の実践を通して確かな学力の向上を目指します。
- ・個に応じた学習支援を推進します。
- ・聴く、話す、読む、書く場面を設定し、表現力の向上とコミュニケーション能力を育成します。
- ・小学校・高等学校と連携を図り、学びの一体化を進めます。

（2）互いを尊重し高めあう集団の育成

- ・学年、学校行事を通じて仲間としての集団力の向上を図ります。
- ・道徳教育及び人権同和教育の充実を図ります。
- ・生徒を主体とした生徒会活動の活性化を図ります。
- ・全職員の共通理解に基づいた特別支援教育の推進します。

（3）健康の増進と体力の向上

- ・生徒一人ひとりの実態に即した教育相談を実施します。
- ・部活動指導の充実を図ります。
- ・基礎的な体力の向上を図るとともに、食や睡眠の重要性についても理解を深めます。
- ・朝の読書活動を通して、情操教育の充実を図ります。

2 いじめ防止啓発

- (1) 『いじめ』に関する指導の手引(四日市市教育委員会)を有効活用します。
 - ① 校内のすべての教職員で、いじめについての共通理解を図ります。
 - ② 「いじめが起こった場合のフロー図」により、予防対策、早期発見、早期対応、解決を図るまでの対応を迅速に行うよう努めます。
- (2) 「いじめや差別をなくすために私たちにできること～見直そう、振り返ろう～自らの人権感覚(学校関係者編)」等を活用し、教職員自身のいじめに対する人権意識を見直すための研修会を必要に応じて実施します。
- (3) いじめに関するリーフレット「いっしょに考えよう～いじめ問題～(保護者編) かけがえのない子どもたちのために」(各種相談機関一覧掲載)などの啓発資料を保護者に配付し、学校とともにいじめ問題について考える機会とします。
- (4) 国立教育政策研究所作成「いじめのない学校づくり」などの資料を有効活用します。
- (5) あいさつ運動やピンクシャツ運動、いじめ防止啓発のぼり旗の設置など、全校で意識の高揚を図ります。
- (6) 各種相談機関を周知します。
 - ・「いじめや体罰等に関する相談電話(059-354-8169)」(市教育委員会)
 - ・「いじめ相談メール(y-ijimesoudan@city-yokkaichi.mie.jp)」(市教育委員会)
 - ・「不登校や発達障害に関する相談電話(059-354-8285)」(市教育委員会)
 - ・「青少年と家庭の悩み相談電話(059-352-4188)」(市こども未来部青少年育成室)
 - ・「人権に関する相談電話(059-354-8610)」(市人権センター)
 - ・「被害少年の悩み、問題行動等(059-354-7867)」(北勢少年センター)
 - ・「児童虐待、不登校、養育等(059-347-2030)」(北勢児童相談所)
 - ・文部科学省24時間いじめ相談ダイヤル(0570-0-78310)(全国共通ダイヤル)

3 いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いため、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知します。

- (1) 日常的な取り組み
 - ① 教職員による日常的な対話や観察、連絡帳等による生徒の変化やサインに気づくための指導をします。そのため、ふれあい指導、生活ノート、作文、生活記録ノート、班ノートなども活用します。
 - ② 信頼で結ばれた人間関係のある学級・学年経営を行います。
 - ③ 管理職や教職員が校内を巡回して安全対策を行います。
- (2) 生徒に、「いじめ調査」を年間3回(毎学期)実施し、いじめの状況を把握します。いじめの認知件数が零であった場合、当該事実を公表し、検証を仰ぐことで漏れがないかを確認します。
- (3) 生徒に、「学級満足度調査(Q-U調査)」を年2回実施し、一人ひとりの状況及び学級の状況を把握します。「学級満足度調査(Q-U調査)」を上手く活用するための研修会を必要に応じて実施します。

- (4) 教育相談を実施します。
- ① 「いじめ調査」「学級満足度調査(Q-U調査)」を基にして、教職員が生徒一人ひとりに対して面談による教育相談を毎学期実施し、生徒の不安や心配事等の心の状況を把握します。
 - ② 生徒の不安や心配事等の心の状況を把握するために、『いじめ』に関する指導の手引の「いじめ早期発見のためのチェックリスト」を参考にします。
- (5) スクールカウンセラー(臨床心理士等)とともに、被害生徒の心のケアを最優先に行います。また、必要に応じて、加害生徒のケアも行います。
- (6) 緊急な被害生徒の心のケアに対しては、臨床心理士等の派遣を市教育委員会に依頼します。
- (7) インターネットやスマートフォン等を使ったネットいじめ対策をします。
- ① 中学校用のデジタル教材「事例で学ぶ Net モラル」など、状況に応じた教材を活用します。
 - ② 教職員は「ネットモラル」研修会に参加するなど研修を進めます。
 - ③ PTA活動の一環として、「インターネットやスマートフォン等の安全な使い方」等の保護者研修会を実施します。

4 いじめ事案に対する対応

- (1) いじめを発見、通報を受けた場合は、一部の教職員で抱え込まず、速やかに「学校いじめ防止対策委員会」に報告します。
- (2) 被害生徒を全面的に支え、守る姿勢で対応します。
- (3) 被害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、保護者とともに解決を図ります。
- (4) 加害生徒からの聞き取り及び保護者への報告を行い、相手への謝罪を含め保護者とともに解決を図ります。
- (5) 周囲の生徒からの聞き取りとともに、観衆的・傍観的立場に立つことが、いじめの助長につながることにについて、学級、学年、学校全体に指導します。
- (6) 教育委員会に第1報をいれるとともに、対応策について継続的に指導・助言を受けます。
- (7) 犯罪行為として扱う必要のある事案については、早期に警察に相談し、連携して対応します。
- (8) いじめに係る行為が止まったあとも、相当期間継続しているかを確認します。具体的には被害生徒が心身の苦痛を感じていないことを、面談で確認します。

第2章 いじめ防止のための校内組織

1 校内組織

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」を設置します。
 - ① 構成員は、管理職、各学年代表、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラーです。なお、必要に応じて、学校運営協議会委員長が委員会に参加を依頼します。
 - ② いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、把握したいじめ事案について、「事実確認」「指導方針」「具体的な取り組み」により、早期に解決を図ります。

- ③ いじめの事実を明確にするための調査等を実施し、集約及び整理をして、生徒及び保護者、教育委員会に報告します。
 - ④ 解決を図るために、教育委員会に継続的に報告をするとともに、指導・助言を受けます。
- (2) 「生徒指導委員会」を行います。
- ① 構成員は、管理職、生徒指導主事、各学年生徒指導担当、養護教諭、教育相談担当、登校支援コーディネーターです。
 - ② 学校等で発生する様々な問題行動等について情報交換するとともに、対応策や指導方法について原則毎週協議します。

2 学校関係者及び各種団体との連携

学校は、平素から学校関係者及び地域の様々な方や団体と連携します。

- (1) PTA及び学校運営協議会と協働します。
- (2) 事案により保育園、幼稚園、小学校、他の中学校と連携し、情報共有を行います。
- (3) 主任児童委員、民生委員児童委員、自治会、市民センター等と連携します。
- (4) 学校自己評価及び学校関係者評価において、いじめに係る検証を行います。

第3章 保護者と生徒の役割

1 保護者として

保護者として、いじめに対する基本認識について共通理解し、学校と協力して、いじめをしない、させないしつけをお願いします。また、学校とともにいじめ事案の解決に協力してください。

教育基本法（第10条）にあるように、保護者は、子の教育について第一義的責任を有していることから、生活に必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図ることが務めです。

- (1) どの生徒も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかけてください。
- (2) 生徒のいじめを防止するために、学校や地域の人々など生徒を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組んでください。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校や関係機関等に相談または通報してください。

2 生徒として

- (1) 一人ひとりが、自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない学校づくりに努めてください。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当該の生徒に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努めてください。教師側への通告もためらわずにしてください。

第4章 関係機関との連携

1 警察との連携

学校は、学校警察連絡制度（平成16年4月協定締結）により、警察と連携して問題の解決を図ります。

- (1) 四日市北警察署（生活安全課）
- (2) 北勢少年サポートセンター
- (3) 四日市北警察署 大矢知交番及び下野駐在所

2 他の関係機関との連携

学校は、事案に応じて、様々な関係機関と連携して適切な解決を図ります。

- (1) 北勢児童相談所
- (2) 四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議
- (3) 人権センター
- (4) こども家庭課
- (5) 男女共同参画センター
- (6) 多文化共生推進室
- (7) 津地方法務局四日市支局及び四日市人権擁護委員協議会
- (8) 四日市教育委員会より、スクールソーシャルワーカーの派遣等

第5章 重大事態発生時の対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な障害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定しています。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 重大事態発生時の対処

上記重大事態が発生した時には、次の点に留意しながら厳正に対応します。

- (1) すみやかに市教育委員会に事案発生 の報告をするとともに、必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請します。
- (2) 被害生徒について、いじめ解決が困難な場合、又は解決しても登校が困難など、学校生活に著しい支障を来す場合は、被害生徒の今後について市教育委員会と協議します。
- (3) 加害生徒について、改善がのぞめず被害生徒の学校生活に著しい支障を来す場合は、加害生徒の今後について市教育委員会と協議します。